

## 役員選挙規程

### 第1章 総則

**第1条** この規程は規約第32条に基づき、同第31条第1項第1号から第6号の役員、同第35条第1項第1号の特別中央執行委員（以下役員等という）の選挙について定める。

**第2条** 役員等の選挙は2年ごとの定期大会で行う。ただし本部役員に欠員が生じた場合は大会で、特別中央執行委員に欠員が生じた場合は大会または中央委員会で行うことができる。

### 第2章 選挙委員会

**第3条** 選挙を行うときは、その事務処理をするために、選挙委員会を設ける。

2 選挙委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名
- (3) 書記 若干名

3 選挙委員は、地連ごとに1名選出し、直近の大会または中央委員会の承認を必要とする。ただし、候補者は選挙委員になることができない。

4 選挙委員長は選挙委員の互選とする。

5 選挙委員会の事務局は自治労本部におく。

**第4条** 選挙委員会は、選挙委員長がこれを招集し、選挙委員の2分の1以上の出席で成立する。議事はその過半数で決し、可否同数の時は選挙委員長が決める。

**第5条** 選挙委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 候補者の受付と資格審査
- (3) 投票および開票の管理
- (4) 当選の確認と発表
- (5) その他選挙管理に必要な事項

**第6条** 選挙委員会が次の選挙違反を発見したとき、または違反の届出があったときは、直ちにこれを調査し、意見を付して大会の決定を求めねばならない。

- (1) 投票の二重行使
- (2) 無資格の投票
- (3) その他選挙の公正を害する行為

### 第3章 候補者

**第7条** 役員等の候補者は、役員選挙が行われる年の4月1日時点投票日時点で満64歳未満満60歳未満の組合員でなければならない。ただし、欠員が生じて役員選挙を行う場合は、直前の役員選挙を行った定期大会における年齢要件を適用するものとする。

}}  
略  
}}

### 附則

**第20条** この規程の改廃は、大会または中央委員会の議決によって行う。

**第21条** 第85回大会における改正は2013年6月1日から適用する。ただし、2017年8月に開催する定期大会までの間は、第12条中「都市公共交通評議会は2名」とあるのは「都市公共交通評議会は4名」とする。

**第22条** 第148回中央委員会における第7条の改正は、2015年2月1日から適用する。

**第23条** 第152回中央委員会における改正は、2017年2月1日から適用する。

**第24条** 第91回大会における改正は、2021年8月の定期大会における役員選挙から適用する。ただし、第5条および第7条は、2018年9月1日から適用する。

**第25条** 第163回中央委員会における改正は2023年4月1日から適用する。ただし、第7条の「満64歳未満」については、(1)2025年3月31日までの間は「満60歳未満」、(2)2027年3月31日までの間は「満61歳未満」、(3)2029年3月31日までの間は「満62歳未満」、(4)2031年3月31日までの間は「満63歳未満」と読み替える。

## 役員選挙規程

### 第1章 総則

**第1条** この規程は規約第32条に基づき、同第31条第1項第1号から第6号の役員、同第35条第1項第1号の特別中央執行委員（以下役員等という）の選挙について定める。

**第2条** 役員等の選挙は2年ごとの定期大会で行う。ただし本部役員に欠員が生じた場合は大会で、特別中央執行委員に欠員が生じた場合は大会または中央委員会で行うことができる。

### 第2章 選挙委員会

**第3条** 選挙を行うときは、その事務処理をするために、選挙委員会を設ける。

2 選挙委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名
- (3) 書記 若干名

3 選挙委員は、地連ごとに1名選出し、直近の大会または中央委員会の承認を必要とする。ただし、候補者は選挙委員になることができない。

4 選挙委員長は選挙委員の互選とする。

5 選挙委員会の事務局は自治労本部におく。

**第4条** 選挙委員会は、選挙委員長がこれを招集し、選挙委員の2分の1以上の出席で成立する。議事はその過半数で決し、可否同数の時は選挙委員長が決める。

**第5条** 選挙委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 候補者の受付と資格審査
- (3) 投票および開票の管理
- (4) 当選の確認と発表
- (5) その他選挙管理に必要な事項

**第6条** 選挙委員会が次の選挙違反を発見したとき、または違反の届出があったときは、直ちにこれを調査し、意見を付して大会の決定を求めねばならない。

- (1) 投票の二重行使
- (2) 無資格の投票
- (3) その他選挙の公正を害する行為

### 第3章 候補者

**第7条** 役員等の候補者は、役員選挙が行われる年の4月1日時点で満64歳未満の組合員でなければならない。ただし、欠員が生じて役員選挙を行う場合は、直前の役員選挙を行った定期大会における年齢要件を適用するものとする。

}}  
略  
}}

### 附則

**第20条** この規程の改廃は、大会または中央委員会の議決によって行う。

**第21条** 第85回大会における改正は2013年6月1日から適用する。ただし、2017年8月に開催する定期大会までの間は、第12条中「都市公共交通評議会は2名」とあるのは「都市公共交通評議会は4名」とする。

**第22条** 第148回中央委員会における第7条の改正は、2015年2月1日から適用する。

**第23条** 第152回中央委員会における改正は、2017年2月1日から適用する。

**第24条** 第91回大会における改正は、2021年8月の定期大会における役員選挙から適用する。ただし、第5条および第7条は、2018年9月1日から適用する。

**第25条** 第163回中央委員会における改正は2023年4月1日から適用する。ただし、第7条の「満64歳未満」については、(1)2025年3月31日までの間は「満60歳未満」、(2)2027年3月31日までの間は「満61歳未満」、(3)2029年3月31日までの間は「満62歳未満」、(4)2031年3月31日までの間は「満63歳未満」と読み替える。

## 議事規則

## 第1章 総 則

}}  
略}}  
略}}  
略

**第1条** 規約第4章第1節・決議機関にかかげる大会、中央委員会（以下会議という）の運営は、この規則において行う。

**第2条** この規則に決めていない事項に必要なことは、そのつど会議で決めることができる。ただし、その会議のみに効力がある。

}}  
略}}  
略}}  
略

## 第7章 議 事

**第24条** 会議は、すべて公開を原則とする。

**第25条** 会議で発言する場合は、議長の指名を得なければならない。ただし、議事の進行を促進するため、議事運営委員会があらかじめ構成員の発言の通告を求め、これを整理し、議長がこれに基づいて順次発言者を指名することができる。

2 前項ただし書の場合、あらかじめ通告のない構成員が議長に発言を求めることを妨げるものではない。

**第35条** 傍聴者は議事運営委員会または会議の決議に基づく議長の退席などの要求があったときはすみやかに退席しなければならない。

**第36条** 議事運営委員長は議事運営委員のなかから代表者3名（以下「議事録署名人」という）を選び、会議終了後、中央執行委員長及び議事録署名人が、議事録の正否を正し、これに署名する。

## 第8章 附 則

**第37条** この規則の改廃は大会あるいは中央委員会にかかって決めなければならない。

**第38条** この改正規則は、2013年6月1日から効力を発する。

**第39条** 第91回定期大会における改正は、2018年9月1日から適用する。

**第40条** 第164回中央委員会における改正は、2023年5月26日から適用する。

## 議事規則

## 第1章 総 則

}}  
略}}  
略}}  
略

**第1条** 規約第4章第1節・決議機関にかかげる大会、中央委員会（以下会議という）の運営は、この規則において行う。

**第2条** この規則に決めていない事項に必要なことは、そのつど会議で決めることができる。ただし、その会議のみに効力がある。

}}  
略}}  
略}}  
略

## 第7章 議 事

**第24条** 会議は、すべて公開を原則とする。

**第25条** 会議で発言する場合は、議長の指名を得なければならない。ただし、議事の進行を促進するため、議事運営委員会があらかじめ構成員の発言の通告を求め、これを整理し、議長がこれに基づいて順次発言者を指名することができる。

2 前項ただし書の場合、あらかじめ通告のない構成員が議長に発言を求めることを妨げるものではない。

**第35条** 傍聴者は議事運営委員会または会議の決議に基づく議長の退席などの要求があったときはすみやかに退席しなければならない。

**第36条** 議事運営委員長は議事運営委員のなかから代表者3名（以下「議事録署名人」という）を選び、会議終了後、中央執行委員長及び議事録署名人が、議事録の正否を正し、これに署名する。

## 第8章 附 則

**第37条** この規則の改廃は大会あるいは中央委員会にかかって決めなければならない。

**第38条** この改正規則は、2013年6月1日から効力を発する。

**第39条** 第91回定期大会における改正は、2018年9月1日から適用する。

**第40条** 第164回中央委員会における改正は、2023年5月26日から適用する。

# 中央本部運営規程

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、規約第36条に基づき、主として書記局の組織ならびに運営について定め、本部運営の民主的にして効率的な運営を確保するものである。監査室の組織ならびに運営に関することは、別に定める。

}}

略

}}

### 別表2 書記局・業務分担表

}}

略

}}

## 第2 総合労働局

- (1) 賃金の水準、体系、制度、最低賃金制度に関すること。
- (2) 労働時間、休日、休暇に関すること。
- (3) 定年制および退職手当に関すること。
- (4) 労働条件の調査に関すること。
- (5) 公務員制度、労働基本権確立に関すること。
- (6) 不当労働行為、雇用、処分等に関すること。
- (7) 労働関係の法律に関すること。
- (8) 国際労働基準の確立に関すること。
- (9) 労働災害・職業病補償および労働安全衛生対策に関すること。
- (10) 共済組合制度の確立および運営に関すること。
- (11) 各共済組合の共済組合対策および健康保険組合の業務対策に関する連携共闘に関すること。
- (12) 福利厚生、自治体互助会および労働組合の自主福祉活動との連携に関すること。
- (13) その他賃金、労働条件全般に関すること。
- (14) 救援事務および中央救援委員会に関すること。
- (15) 消防職員の権利および全国消防職員協議会との連携に関すること。

}}

略

}}

## 第3 総合組織局

- (1) 組織強化に関すること。
- (2) 組織拡大、地域公共サービス産別建設に関すること。
- (3) 組織強化委員会、長期計画に関すること。

- (4) 闘争体制の確立、地方闘争の指導、闘争指令に関すること。
- (5) 組合台帳、登録確定ならびに組織現況調査に関すること。
- (6) 組織競合、組織問題、特別調査組合、代理執行に関すること。
- (7) 男女平等参画に関すること。
- (8) 事務組合、広域連合労組に関すること。
- ~~(9) 消防職員の権利および全国消防職員協議会との連携に関すること。~~
- (9+0) スポーツ大会に関すること。
- (10+) 共済推進委員会に関すること。
- (11+) 国保労組協議会に関すること。
- (12+) 臨時・非常勤等職員協議会に関すること。
- (13+) その他組織強化・拡大に関すること。

}}

略

}}

## 附 則

第33条 この規程の改廃は、大会または中央委員会の議決によって行う。

第34条 第8条別表1および別表2に関わらず、2011年9月1日より2013年8月31日までの間、公務員制度改革対策室を置く。その業務分担は、下記の通りとする。

- (1) 公務員制度改革（自律的労使関係）の制度設計に関すること
- (2) 公務員制度改革（自律的労使関係）に伴う県本部・自治体単組の支援・強化に関すること

2 この改正規程は、2013年6月1日から適用する。ただし、第1条および第4条は、2013年8月定期大会以降の施行とする。

3 この改正規程は、2017年9月1日から適用する。

第35条 第91回大会における改正は、2019年9月1日から適用する。

第36条 第158回中央委員会における改正は、2019年9月1日から適用する。

第37条 別表2第1(14)に関する改正は、2020年10月8日から適用する。

第38条 第165回中央委員会における改正は、2023年9月1日から適用する。

# 中央本部運営規程

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、規約第36条に基づき、主として書記局の組織ならびに運営について定め、本部運営の民主的にして効率的な運営を確保するものである。監査室の組織ならびに運営に関することは、別に定める。

}}

略

}}

### 別表2 書記局・業務分担表

}}

略

}}

## 第2 総合労働局

- (1) 賃金の水準、体系、制度、最低賃金制度に関すること。
- (2) 労働時間、休日、休暇に関すること。
- (3) 定年制および退職手当に関すること。
- (4) 労働条件の調査に関すること。
- (5) 公務員制度、労働基本権確立に関すること。
- (6) 不当労働行為、雇用、処分等に関すること。
- (7) 労働関係の法律に関すること。
- (8) 国際労働基準の確立に関すること。
- (9) 労働災害・職業病補償および労働安全衛生対策に関すること。
- (10) 共済組合制度の確立および運営に関すること。
- (11) 各共済組合の共済組合対策および健康保険組合の業務対策に関する連携共闘に関すること。
- (12) 福利厚生、自治体互助会および労働組合の自主福祉活動との連携に関すること。
- (13) その他賃金、労働条件全般に関すること。
- (14) 救援事務および中央救援委員会に関すること。
- (15) 消防職員の権利および全国消防職員協議会との連携に関すること。

}}

略

}}

## 第3 総合組織局

- (1) 組織強化に関すること。
- (2) 組織拡大、地域公共サービス産別建設に関すること。

- (3) 組織強化委員会、長期計画に関すること。
- (4) 闘争体制の確立、地方闘争の指導、闘争指令に関すること。
- (5) 組合台帳、登録確定ならびに組織現況調査に関すること。
- (6) 組織競合、組織問題、特別調査組合、代理執行に関すること。
- (7) 男女平等参画に関すること。
- (8) 事務組合、広域連合労組に関すること。
- (9) スポーツ大会に関すること。
- (10) 共済推進委員会に関すること。
- (11) 国保労組協議会に関すること。
- (12) 臨時・非常勤等職員協議会に関すること。
- (13) その他組織強化・拡大に関すること。

}}

略

}}

## 附 則

第33条 この規程の改廃は、大会または中央委員会の議決によって行う。

第34条 第8条別表1および別表2に関わらず、2011年9月1日より2013年8月31日までの間、公務員制度改革対策室を置く。その業務分担は、下記の通りとする。

- (1) 公務員制度改革（自律的労使関係）の制度設計に関すること
- (2) 公務員制度改革（自律的労使関係）に伴う県本部・自治体単組の支援・強化に関すること

2 この改正規程は、2013年6月1日から適用する。ただし、第1条および第4条は、2013年8月定期大会以降の施行とする。

3 この改正規程は、2017年9月1日から適用する。

第35条 第91回大会における改正は、2019年9月1日から適用する。

第36条 第158回中央委員会における改正は、2019年9月1日から適用する。

第37条 別表2第1(14)に関する改正は、2020年10月8日から適用する。

第38条 第165回中央委員会における改正は、2023年9月1日から適用する。

## 役職員賃金規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第38条に基づいて、本部役員および書記の基本賃金ならびに諸手当の支給について定める。

〃  
略  
〃

(別居手当)

第14条 家族と別居する者については、別居手当として月額20,000円を支給する。

ただし、中央執行委員長には支給しない。

(賃金などの支給日)

第15条 賃金は毎月~~20~~15日（その日が休日のときはその前日）に支給し、期末手当は中央執行委員会が定める日に支給する。

〃  
略  
〃

附 則

- 1 この改正規程は、1971年12月1日より実施する。
- 2 削除
- 3 この規程の一部改正は、付則1の実施の日から適用する。ただし、別表1の賃金表の改定は、1971年5月1日から適用する。

〃  
略  
〃

- 21 第146回中央委員会における第9条の改正は、2013年9月1日から適用する。
- 22 第88回定期大会における第2条の改正は、2015年9月1日から適用する。
- 23 第91回定期大会における第2条の改正は、2018年9月1日から実施する。
- 24 第165回中央委員会における第15条の改正は、2024年1月30日から適用する。

## 役職員賃金規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第38条に基づいて、本部役員および書記の基本賃金ならびに諸手当の支給について定める。

〃  
略  
〃

(別居手当)

第14条 家族と別居する者については、別居手当として月額20,000円を支給する。

ただし、中央執行委員長には支給しない。

(賃金などの支給日)

第15条 賃金は毎月20日（その日が休日のときはその前日）に支給し、期末手当は中央執行委員会が定める日に支給する。

〃  
略  
〃

附 則

- 1 この改正規程は、1971年12月1日より実施する。
- 2 削除
- 3 この規程の一部改正は、付則1の実施の日から適用する。ただし、別表1の賃金表の改定は、1971年5月1日から適用する。

〃  
略  
〃

- 21 第146回中央委員会における第9条の改正は、2013年9月1日から適用する。
- 22 第88回定期大会における第2条の改正は、2015年9月1日から適用する。
- 23 第91回定期大会における第2条の改正は、2018年9月1日から実施する。
- 24 第165回中央委員会における第15条の改正は、2024年1月30日から適用する。

## ハラスメントの防止および問題解決に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、男女雇用機会均等法第21条に基づく、職場におけるセクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメントの防止、これらを根絶するために必要な啓発・研修等の実施およびハラスメントに起因する問題を解決することを目的とする。

(定義)

**第2条** ハラスメントとは、人格と尊厳を侵害し、職務を遂行する上で一定の不利益を与え、また、就業環境を悪化させることをいい、相手方の意に反する性的な言動によるセクシュアル・ハラスメント（性自認・性的指向に基づくハラスメントを含む）、非倫理的な言動によるモラル・ハラスメント、権力や地位などを背景にした不当な言動によるパワー・ハラスメント、妊娠、出産等に関するマタニティー・ハラスメント、パタニティー・ハラスメントなどを指す。

(適用範囲)

**第3条** この要綱は、自治労本部、~~(併自治労サービス、地方自治総合研究所、自治労会館（以下「自治労本部等」という。）~~の役職員に適用する。

2 自治労本部等が雇用または契約する臨時職員、非常勤職員、契約職員および派遣職員等は、前項の「役職員」の範囲に含むものとする。

3 この要綱は、自治労本部等の就業場および勤務時間内に限らず、職務に関連するあらゆる場および時間において適用する。また、ハラスメントの関係者のいずれかが自治労本部等に属する場合には、他方の関係者が自治労本部等に属さない場合であっても、この要綱を適用する。~~(対策本部)~~

~~第4条 この要綱を実施するため、自治労本部等の各団体の長によってハラスメント対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。対策本部の本部長は、自治労中央執行委員長が務める。~~

(責務)

**第4-5条** 自治労本部中央執行委員長等の各団体の長は、ハラスメントの防止に関する方針を明確に宣言し、その具体的対策について必要な措置を講ずるとともに、周知徹底に努めなければならない。

2 自治労本部各団体は、ハラスメントを防止するため、役職員の研修をはじめとする具体的な対策や職場改善に関する施策等について企画立案し、実施をしなければならない。また、~~各団体は~~、ハラスメントが発生した場合は迅速に対処するものとし、対処にあたっては、二次被害・三次被害の発生を予防し、また関係者のプライバシー保護に留意しなければならない。

3 自治労本部の役職員は、良好な就業環境を維持するた

め、自治労本部等内に限らずあらゆる場面において、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(対策委員会)

**第5-6条** 労使が協力して自治労本部等におけるハラスメント防止のための方針の確立、啓発と研修の実施およびハラスメントに関する苦情の解決と公正な処理を行うため、次に掲げる委員によるハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

使用者推薦委員	若干名
労働者推薦委員	若干名
有識者委員	1人

2 前項の使用者推薦委員は、自治労本部中央執行委員長対策本部が選任する。労働者推薦委員は、関係労働組合の推薦に基づき自治労本部中央執行委員長対策本部が選任する。有識者委員は、関係労働組合との協議のもとに自治労本部中央執行委員長対策本部が選任する。委員の任期は1年間とし、再任は妨げない。

3 対策委員会は、この要綱の第7条で規定する相談窓口での解決が困難な相談・苦情であり、かつ申し立て人が望んだ場合は、対策委員会として事実の調査・確認を行い、ハラスメント行為の事実認定問題解決にあたる。

~~4 この場合において、~~対策委員会は、公正な調査を行うこととし、調査の結果、ハラスメントの事実が確認されたときは、被害者の安全確保と名誉回復、関係者への処分等の問題解決に必要な手立てについて自治労本部中央執行委員長に意見を具申する。等に必要の手立てを講じるとともに、対策本部にこれを報告する。

5 対策委員会は、前項に定める問題解決に必要な手立ての内容について、自治労本部中央執行委員長に見解を書面で求めることができる。

6-4 対策委員会の運営および相談事案の取り扱い問題解決手続については、別に定める。

(問題解決の手続き)

**第6条** 自治労本部中央執行委員長は、前条の調査でハラスメントの事実が確認された場合、被害者の安全確保、名誉回復、関係者への処分等の問題解決に必要な手立てを講じなければならない。

(相談窓口)

**第7条** 自治労本部は、ハラスメント等に関する相談・苦情を受け付ける相談窓口を設置し、相談・苦情を受け付ける相談員（以下「相談員」という）を置く。

2 相談員は、対策委員会の委員、外部のカウンセラー、弁護士等をもって充てることとし、~~対策本部は~~、自治労本部等の役職員に対し、相談員の氏名と連絡先および相談の方法等を周知するものとする。

3 ハラスメントを受けていると思う役職員は、相談員に

## ハラスメントの防止および問題解決に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、男女雇用機会均等法第21条に基づく、職場におけるセクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメントの防止、これらを根絶するために必要な啓発・研修等の実施およびハラスメントに起因する問題を解決することを目的とする。

(定義)

**第2条** ハラスメントとは、人格と尊厳を侵害し、職務を遂行する上で一定の不利益を与え、また、就業環境を悪化させることをいい、相手方の意に反する性的な言動によるセクシュアル・ハラスメント（性自認・性的指向に基づくハラスメントを含む）、非倫理的な言動によるモラル・ハラスメント、権力や地位などを背景にした不当な言動によるパワー・ハラスメント、妊娠、出産等に関するマタニティー・ハラスメント、パタニティー・ハラスメントなどを指す。

(適用範囲)

**第3条** この要綱は、自治労本部の役職員に適用する。

2 自治労本部が雇用または契約する臨時職員、非常勤職員、契約職員および派遣職員等は、前項の「役職員」の範囲に含むものとする。

3 この要綱は、自治労本部の就業場および勤務時間内に限らず、職務に関連するあらゆる場および時間において適用する。また、ハラスメントの関係者のいずれかが自治労本部に属する場合には、他方の関係者が自治労本部に属さない場合であっても、この要綱を適用する。

(責務)

**第4条** 自治労本部中央執行委員長は、ハラスメントの防止に関する方針を明確に宣言し、その具体的対策について必要な措置を講ずるとともに、周知徹底に努めなければならない。

2 自治労本部は、ハラスメントを防止するため、役職員の研修をはじめとする具体的な対策や職場改善に関する施策等について企画立案し、実施をしなければならない。また、ハラスメントが発生した場合は迅速に対処するものとし、対処にあたっては、二次被害・三次被害の発生を予防し、また関係者のプライバシー保護に留意しなければならない。

3 自治労本部の役職員は、良好な就業環境を維持するため、自治労本部内に限らずあらゆる場面において、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(対策委員会)

**第5条** 労使が協力して自治労本部におけるハラスメント防止のための方針の確立、啓発と研修の実施およびハラスメントに関する苦情の解決と公正な処理を行うため、次に掲げる委員によるハラスメント対策委員会（以下

「対策委員会」という。）を設置する。

使用者推薦委員	若干名
労働者推薦委員	若干名
有識者委員	1人

2 前項の使用者推薦委員は、自治労本部中央執行委員長が選任する。労働者推薦委員は、関係労働組合の推薦に基づき自治労本部中央執行委員長が選任する。有識者委員は、関係労働組合との協議のもとに自治労本部中央執行委員長が選任する。委員の任期は1年間とし、再任は妨げない。

3 対策委員会は、この要綱の第7条で規定する相談窓口での解決が困難な相談・苦情であり、かつ申し立て人が望んだ場合は、対策委員会として調査を行い、ハラスメント行為の事実認定にあたる。

4 対策委員会は、公正な調査を行うこととし、調査の結果、ハラスメントの事実が確認されたときは、被害者の安全確保と名誉回復、関係者への処分等の問題解決に必要な手立てについて自治労本部中央執行委員長に意見を具申する。

5 対策委員会は、前項に定める問題解決に必要な手立ての内容について、自治労本部中央執行委員長に見解を書面で求めることができる。

6 対策委員会の運営および相談事案の取り扱いについては、別に定める。

(問題解決の手続き)

**第6条** 自治労本部中央執行委員長は、前条の調査でハラスメントの事実が確認された場合、被害者の安全確保、名誉回復、関係者への処分等の問題解決に必要な手立てを講じなければならない。

(相談窓口)

**第7条** 自治労本部は、ハラスメント等に関する相談・苦情を受け付ける相談窓口を設置し、相談・苦情を受け付ける相談員（以下「相談員」という）を置く。

2 相談員は、対策委員会の委員、外部のカウンセラー、弁護士をもって充てることとし、自治労本部の役職員に対し、相談員の氏名と連絡先および相談の方法等を周知するものとする。

3 ハラスメントを受けていると思う役職員は、相談員に相談を申し出ることができる。また、被害を受けている役職員以外の第三者も被害を受けている役職員の同意を条件に、相談員に申し出ることができる。

4 前項の第三者の相談の申し出や、匿名による相談の申し出については、対策委員会の長が指定する者が予備調査を行い、委員会による事実調査の実施の可否を判断することができる。

5 相談員は、前項の規定による申し出を受けたときは、

# 旧

相談を申し出ることができる。また、被害を受けている役職員以外の第三者も被害を受けている役職員当事者の同意を条件に、相談員に申し出ることができる。

4 前項の第三者の相談の申し出や、匿名による相談の申し出については、対策委員会の長が指定する者が予備調査を行い、委員会による事実調査の実施の可否を判断することができる。

5-4 相談員は、前項の規定による申し出を受けたときは、申し出人および関係者から事情を聴取し、解決処理のための対策委員会への報告書を作成する。

6-5 被害を受けた者が、この相談窓口以外に相談することを妨げてはならない。

**第7条の2** 前条に規定する相談窓口は、県本部及び単組の役職員も利用できることとし、前条第2項の外部の相談員（以下「外部相談員」という。）が対応する。

2 外部相談員が県本部及び単組の役職員から相談を受けた場合の相談事案の取り扱いについては、対策委員会が別途定める。

（プライバシー保護）

**第8条** 役職員の相談および苦情解決にあたって、相談員および人事担当役職員その他の関係者は、当事者のプライバシーを厳守し、とくに申し出人が申し出によって不

利益を被ることがないようにしなければならない。

~~（費用負担）~~

~~第9条 この要綱の実施に必要な費用は、各団体が構成員数に応じて負担するものとする。~~

（事務局）

~~第9-10条 対策本部および~~対策委員会の事務局は、自治労本部の総務を担当する局に置く。

（附 則）

1 この要綱は、中央執行委員会において各団体における必要な決定手続きを経て実施する。

2 この要綱は2003年5月7日より施行する。

3 2004年10月12日一部改正する。（第3条および第10条）

4 2005年5月25日一部改正する。（第3条）

5 2007年5月25日一部改正する。

6 2012年3月26日一部改正する。

7 2014年1月9日一部改正する。

8 2016年3月27日一部改正する。（第2条）

9 2019年1月25日一部改正し、2019年4月1日から施行する。

10 2023年12月12日一部改正する。（第3条～第7条、第9条）

# 新

（事務局）

**第9条** 対策委員会の事務局は、自治労本部の総務を担当する局に置く。

（附 則）

1 この要綱は、中央執行委員会において必要な決定手続きを経て実施する。

2 この要綱は2003年5月7日より施行する。

3 2004年10月12日一部改正する。（第3条および第10条）

4 2005年5月25日一部改正する。（第3条）

5 2007年5月25日一部改正する。

6 2012年3月26日一部改正する。

7 2014年1月9日一部改正する。

8 2016年3月27日一部改正する。（第2条）

9 2019年1月25日一部改正し、2019年4月1日から施行する。

10 2023年12月12日一部改正する。（第3条～第7条、第9条）

## 就業規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、自治労本部の業務の円滑な運営を期すために、職員の就業に関する労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

}}

略

}}

### 第3章 勤務時間、休憩時間、休日および休暇

#### 第1節 勤務時間

##### (始業、終業および休憩時間)

第10条 勤務時間は始業を午前9時、終業を午後5時30分、休憩時間を12時15分から45分とする。ただし、所定の届け出により事情のある者については前後1時間30分の範囲で時差出勤を認めることができる。また、育児短時間勤務、部分休業の取得を認められた者の勤務時間は、その制度の範囲内で短縮することができる。

2 業務の都合によっては、書記労との協議のうえ、1日の労働時間を超えない範囲で始業、終業および休憩時間を変更することができる。

3 職員が出張その他の業務により書記局外で勤務する場合で、勤務時間を算定しがたいときは、第1項の所定時間を勤務したものと見なす。ただし、直属の上司があらかじめ別段の指示をしたときは、この限りでない。

4 書記が書記局外の業務をもつぱらとするときは、第1項の所定時間を勤務したものと見なす。ただし、直属の上司があらかじめ別段の指示をしたときは、この限りでない。

}}

略

}}

### 第4章 退職および休職

#### 第1節 退職

##### (一般退職)

第34条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 自己の都合で退職を申し出たとき

(3) 休職期間満了までに休職事由が消滅しないとき

(4) 雇用期間が満了したとき

2 職員が自己の都合で退職をしようとするときは、少なくとも30日前までに、書記長に退職届を提出しなければならない。

##### (定年退職および再雇用制度)

第35条 書記の定年は満65歳とし、定年に達した日以後の最初の8月31日をもって退職とする。

2 書記の定年退職後の再雇用制度は、別に定める。

3 自治労本部関連団体役員を定年等により退任した者の自治労本部における再雇用制度は、別に定める。

}}

略

}}

### 付則

#### (規則の改廃)

第1条 この規則は、中央執行委員会の議を経て改廃することができる。

2 この規則を改廃する場合は、書記労との協議を経てこれを行うものとする。

#### (規則の施行)

第2条 この規則は、2000年11月1日より施行する。

2 2001年1月22日改訂し、同日に施行する。

3 2003年9月1日改訂し、同日に施行する。

4 2004年4月1日改訂し、同日に施行する。

5 2005年4月1日改訂し、同日に施行する。

6 2006年7月3日改訂し、同日に施行する。

7 2007年6月1日改訂し、同日に施行する。

8 2008年8月26日改訂し、9月1日から施行する。ただし、育児短時間勤務に係る改正は、2008年10月1日から施行する。

9 第13条の改正は、2009年4月1日から施行する。

10 第14条の2は、2009年9月1日から施行する。

11 第14条、18条、25条、28条、30条の改正は、2011年9月1日から施行する。

12 第16条の改正は、2016年11月1日から施行する。

13 第12条の改正は、2017年4月1日から施行する。

14 第16条、第17条の改正は、2020年12月3日から施行する。

15 第18条の改正は、2021年8月19日から施行する。

16 第10条の改正は、2023年4月19日から施行する。

17 第35条の改正は、2023年9月1日から施行する。

## 就業規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、自治労本部の業務の円滑な運営を期すために、職員の就業に関する労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

}}

略

}}

### 第3章 勤務時間、休憩時間、休日および休暇

#### 第1節 勤務時間

##### (始業、終業および休憩時間)

第10条 勤務時間は始業を午前9時、終業を午後5時30分、休憩時間を12時15分から45分とする。ただし、所定の届け出により前後1時間の範囲で時差出勤を認めることができる。また、育児短時間勤務、部分休業の取得を認められた者の勤務時間は、その制度の範囲内で短縮することができる。

2 業務の都合によっては、書記労との協議のうえ、1日の労働時間を超えない範囲で始業、終業および休憩時間を変更することができる。

3 職員が出張その他の業務により書記局外で勤務する場合で、勤務時間を算定しがたいときは、第1項の所定時間を勤務したものと見なす。ただし、直属の上司があらかじめ別段の指示をしたときは、この限りでない。

4 書記が書記局外の業務をもつぱらとするときは、第1項の所定時間を勤務したものと見なす。ただし、直属の上司があらかじめ別段の指示をしたときは、この限りでない。

}}

略

}}

### 第4章 退職および休職

#### 第1節 退職

##### (一般退職)

第34条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 自己の都合で退職を申し出たとき

(3) 休職期間満了までに休職事由が消滅しないとき

(4) 雇用期間が満了したとき

2 職員が自己の都合で退職をしようとするときは、少なくとも30日前までに、書記長に退職届を提出しなければならない。

##### (定年退職および再雇用制度)

第35条 書記の定年は満65歳とし、定年に達した日以後の最初の8月31日をもって退職とする。

2 書記の定年退職後の再雇用制度は、別に定める。

3 自治労本部関連団体役員を定年等により退任した者の自治労本部における再雇用制度は、別に定める。

}}

略

}}

### 付則

#### (規則の改廃)

第1条 この規則は、中央執行委員会の議を経て改廃することができる。

2 この規則を改廃する場合は、書記労との協議を経てこれを行うものとする。

#### (規則の施行)

第2条 この規則は、2000年11月1日より施行する。

2 2001年1月22日改訂し、同日に施行する。

3 2003年9月1日改訂し、同日に施行する。

4 2004年4月1日改訂し、同日に施行する。

5 2005年4月1日改訂し、同日に施行する。

6 2006年7月3日改訂し、同日に施行する。

7 2007年6月1日改訂し、同日に施行する。

8 2008年8月26日改訂し、9月1日から施行する。ただし、育児短時間勤務に係る改正は、2008年10月1日から施行する。

9 第13条の改正は、2009年4月1日から施行する。

10 第14条の2は、2009年9月1日から施行する。

11 第14条、18条、25条、28条、30条の改正は、2011年9月1日から施行する。

12 第16条の改正は、2016年11月1日から施行する。

13 第12条の改正は、2017年4月1日から施行する。

14 第16条、第17条の改正は、2020年12月3日から施行する。

15 第18条の改正は、2021年8月19日から施行する。

16 第10条の改正は、2023年4月19日から施行する。

17 第35条の改正は、2023年9月1日から施行する。

## 書記の再雇用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、就業規則第35条第2項の書記の再雇用に関し、必要な事項を定める。

}}

略

}}

(賃金)

第8条 賃金は、自治労給料表3級の再任用職員の給料月額とし、週の勤務時間で按分した額とする。以下の通りとする。

~~① 再雇用書記および再雇用組織拡大オールドは、自治労給料表2級の再任用職員の給料月額とし、週の勤務時間で按分した額とする。~~

~~② 再雇用専門書記賃金は、自治労給料表3級の再任用職員の給料月額とする。~~

2 支給する手当は以下の通りとする。

① すべての再雇用書記に地域手当、通勤手当、通信手当を支給する。支給額は役職金賃金規定等に準ずる。

② 上記に加え、再雇用書記には時間外手当を支給する。

③ 再雇用組織拡大オールドには時間外手当を支給せず、共済拡大手当月額55,000円を支給する。ただし週勤務時間に応じ按分して支給する。

④ 再雇用専門型書記には時間外勤務手当の代わりとしてを支給せず、再雇用専門型業務手当月額55,000円を固定支給する。ただし週勤務時間に応じ按分して支給する。

なお、実際の時間外勤務時間数から算出した時間外勤務手当が当該金額を上回る場合には、その差額を時間外勤務手当として別途支給するものとする。

(附則)

第9条 この内規は、2004年9月1日から実施する。

2 この内規の改廃は、中央執行委員会で議決する。

3 この内規の2005年8月8日の改正は、2005年9月1日から適用する。

4 この内規の2007年5月25日の改正は、2007年6月1日から適用する。

5 この内規の2008年8月26日の改正は、2008年9月1日から適用する。

6 この内規の2009年3月23日の第7条の改正は、2009年4月1日から適用する。

7 この内規の2016年度第4回中央執行委員会における改正は、2015年9月1日から適用する。

8 この内規の2019年度第24回中央執行委員会における改正は、2019年9月1日から適用する。

9 この内規の2020年度第18回中央執行委員会における改正は、2020年6月1日から適用する。

10 この内規の2023年度第15回中央執行委員会における改正は、2023年4月1日から適用する。

11 この内規の2023年度第21回中央執行委員会における改正は、2023年9月1日から適用する。

## 書記の再雇用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、就業規則第35条第2項の書記の再雇用に関し、必要な事項を定める。

}}

略

}}

(賃金)

第8条 賃金は、自治労給料表3級の再任用職員の給料月額とし、週の勤務時間で按分した額とする。

2 支給する手当は以下の通りとする。

① すべての再雇用書記に地域手当、通勤手当、通信手当を支給する。支給額は役職金賃金規定等に準ずる。

② 上記に加え、再雇用書記には時間外手当を支給する。

③ 再雇用組織拡大オールドには時間外手当を支給せず、共済拡大手当月額55,000円を支給する。ただし週勤務時間に応じ按分して支給する。

④ 再雇用専門型書記には時間外勤務手当の代わりとして、再雇用専門型業務手当月額55,000円を固定支給する。ただし週勤務時間に応じ按分して支給する。なお、実際の時間外勤務時間数から算出した時間外勤務手当が当該金額を上回る場合には、その差額を時間外勤務手当として別途支給するものとする。

(附則)

第9条 この内規は、2004年9月1日から実施する。

2 この内規の改廃は、中央執行委員会で議決する。

3 この内規の2005年8月8日の改正は、2005年9月1日から適用する。

4 この内規の2007年5月25日の改正は、2007年6月1日から適用する。

5 この内規の2008年8月26日の改正は、2008年9月1日から適用する。

6 この内規の2009年3月23日の第7条の改正は、2009年4月1日から適用する。

7 この内規の2016年度第4回中央執行委員会における改正は、2015年9月1日から適用する。

8 この内規の2019年度第24回中央執行委員会における改正は、2019年9月1日から適用する。

9 この内規の2020年度第18回中央執行委員会における改正は、2020年6月1日から適用する。

10 この内規の2023年度第15回中央執行委員会における改正は、2023年4月1日から適用する。

11 この内規の2023年度第21回中央執行委員会における改正は、2023年9月1日から適用する。

## 交付金規程

### （目的）

第1条 この規程は、本部から県本部、単組および地域連絡協議会（以下、「地連」という。）への資金の交付に関する必要な事項を定める。

〓  
略  
〓

### （特定事業交付金）

第11条 本部が行う会議・集会・事業に、県本部の協力を得る場合の交付金は、県本部から事業計画見積書の提出を受けた上で、予算の範囲内で交付額を書記長が決定する。

### （再雇用交付金）

第12条 自治労本部関連団体役員を連続3期以上務め、60歳を超えて定年等で退任した者を再雇用している県本部に対して再雇用交付金を交付する。この交付金の運用については、別途、「再雇用交付金運営要綱」に定める。

### 附 則

- この規程は、2005年9月1日から施行する。ただし、第4条、第5条、第6条は、2006年10月1日から施行することとし、それまでは従前の例による。
- 2006年6月および2007年6月に福利厚生交付金として、総額1,500万円を交付する。県本部への配分は従前の例による。
- 第132回中央委員会における第9条の改正は、2006年6月1日から施行する。
- 第134回中央委員会における改正は、2007年6月1日から適用する。
- 第79回定期大会における改正は、2007年9月1日から適用する。
- 第89回定期大会における改正は、2016年9月1日から適用する。
- 第165回中央委員会における第12条の改正は、2023年9月1日から適用する。

## 交付金規程

### （目的）

第1条 この規程は、本部から県本部、単組および地域連絡協議会（以下、「地連」という。）への資金の交付に関する必要な事項を定める。

〓  
略  
〓

### （特定事業交付金）

第11条 本部が行う会議・集会・事業に、県本部の協力を得る場合の交付金は、県本部から事業計画見積書の提出を受けた上で、予算の範囲内で交付額を書記長が決定する。

### （再雇用交付金）

第12条 自治労本部関連団体役員を連続3期以上務め、60歳を超えて退任した者を再雇用している県本部に対して再雇用交付金を交付する。この交付金の運用については、別途、「再雇用交付金運営要綱」に定める。

### 附 則

- この規程は、2005年9月1日から施行する。ただし、第4条、第5条、第6条は、2006年10月1日から施行することとし、それまでは従前の例による。
- 2006年6月および2007年6月に福利厚生交付金として、総額1,500万円を交付する。県本部への配分は従前の例による。
- 第132回中央委員会における第9条の改正は、2006年6月1日から施行する。
- 第134回中央委員会における改正は、2007年6月1日から適用する。
- 第79回定期大会における改正は、2007年9月1日から適用する。
- 第89回定期大会における改正は、2016年9月1日から適用する。
- 第165回中央委員会における第12条の改正は、2023年9月1日から適用する。

## 県本部等への貸付等の手続に関する規程

(目的)

}}

第1条 この規程は、県本部または単組、自治労の出資する関連会社・団体がその運動あるいは自治労と協力して実施する事業のために資金を必要とする場合に、会計規則第22条に基づき、貸付、債務保証または担保提供（以下、貸付等という）を行うにあたって、適正かつ安全にこれを行うために必要な手続き、方法および返済期間中の管理その他の事項について定める。

略

}}

(貸付等の決定)

第6条 貸付等を行う場合は、中央執行委員会が審査会の報告を受け、貸付等の実施を決した後、大会中央委員会または中央委員会大会の承認を得なければならない。ただし緊急かつやむを得ない場合は中央執行委員会の決定を得て行い、直後の大会または中央委員会の承認を得なければならない。

}}

略

}}

(貸付等の対象)

第2条 貸付等の対象は、県本部・単組、および自治労の出資する関連会社・団体（以下、県本部等という）とする。

(貸付等の条件)

第3条 貸付等を行うことができるのは、以下の条件に該当する場合でなければならない。

- (1) 貸付等を受ける県本部等による返済が確実であると認められる場合
- (2) 貸付等の申し出、返済計画等が県本部等の大会中央委員会または中央委員会大会以上の機関で決定された場合。自治労の関連会社・団体にあっては取締役会等以上の意思決定機関で決定された場合

(貸付等の申込)

第4条 貸付等を受けようとするものは、以下の書類を自治労中央執行委員長に対して提出しなければならない。

- (1) 借入申込書（様式1）
- (2) 返済計画書（様式2）
- (3) 直近から過去3年分の決算報告書および監査報告書
- (4) 自治労の県本部または単組である場合は、当該団体の大会中央委員会または中央委員会大会において当該貸付等を受けることの申し出が承認されたことを証明する書類。自治労の単組である場合は上記に加え当該単組の属する県本部が連帯保証することを証明する書類。自治労の関連会社・団体にあっては取締役会等以上の意思決定機関の承認を証明する書類

(無利子貸付の早期返済)

第10条 無利子の貸付を受けたものが中央執行委員長に対して早期返済を申し出た場合は、前9条の規定に関わらず、中央執行委員会の決定を得て受領し、直後の大会または中央委員会にて報告することとする。

2 前項の申出をする者は、修正した返済計画書を中央執行委員長に提出するものとする。

(附 則)

第1140条 この規程の改廃は、大会中央委員会または中央委員会大会の決定に基づかなければならない。

第1244条 この規程は2005年8月29日から適用する。

第1342条 第80回定期大会における改正は2008年9月1日から適用する。

2 前項にかかわらず、第5条の改正は、2009年度に行われる定期大会まではなお従前の例による。

第1443条 第91回定期大会における改正は、2019年9月1日から適用する。

第15条 第163回中央委員会における改正は、2023年1月31日から適用する。

## 県本部等への貸付等の手続に関する規程

(目的)

}}

第1条 この規程は、県本部または単組、自治労の出資する関連会社・団体がその運動あるいは自治労と協力して実施する事業のために資金を必要とする場合に、会計規則第22条に基づき、貸付、債務保証または担保提供（以下、貸付等という）を行うにあたって、適正かつ安全にこれを行うために必要な手続き、方法および返済期間中の管理その他の事項について定める。

略

}}

(貸付等の決定)

第6条 貸付等を行う場合は、中央執行委員会が審査会の報告を受け、貸付等の実施を決した後、大会または中央委員会の承認を得なければならない。ただし緊急かつやむを得ない場合は中央執行委員会の決定を得て行い、直後の大会または中央委員会の承認を得なければならない。

}}

略

}}

(貸付等の対象)

第2条 貸付等の対象は、県本部・単組、および自治労の出資する関連会社・団体（以下、県本部等という）とする。

(貸付等の条件)

第3条 貸付等を行うことができるのは、以下の条件に該当する場合でなければならない。

- (1) 貸付等を受ける県本部等による返済が確実であると認められる場合
- (2) 貸付等の申し出、返済計画等が県本部等の大会または中央委員会以上の機関で決定された場合。自治労の関連会社・団体にあっては取締役会等以上の意思決定機関で決定された場合

(貸付等の申込)

第4条 貸付等を受けようとするものは、以下の書類を自治労中央執行委員長に対して提出しなければならない。

- (1) 借入申込書（様式1）
- (2) 返済計画書（様式2）
- (3) 直近から過去3年分の決算報告書および監査報告書
- (4) 自治労の県本部または単組である場合は、当該団体の大会または中央委員会において当該貸付等を受けることの申し出が承認されたことを証明する書類。自治労の単組である場合は上記に加え当該単組の属する県本部が連帯保証することを証明する書類。自治労の関連会社・団体にあっては取締役会等以上の意思決定機関の承認を証明する書類

(無利子貸付の早期返済)

第10条 無利子の貸付を受けたものが中央執行委員長に対して早期返済を申し出た場合は、前9条の規定に関わらず、中央執行委員会の決定を得て受領し、直後の大会または中央委員会にて報告することとする。

2 前項の申出をする者は、修正した返済計画書を中央執行委員長に提出するものとする。

(附 則)

第11条 この規程の改廃は、大会または中央委員会の決定に基づかなければならない。

第12条 この規程は2005年8月29日から適用する。

第13条 第80回定期大会における改正は2008年9月1日から適用する。

2 前項にかかわらず、第5条の改正は、2009年度に行われる定期大会まではなお従前の例による。

第14条 第91回定期大会における改正は、2019年9月1日から適用する。

第15条 第163回中央委員会における改正は、2023年1月31日から適用する。

## 自治労専従役員補償規程

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、自治労本部、県本部および加盟単組の専従役員の補償に関する必要な事項について定める。

}}

略

}}

### 第2章 離籍専従役員補償

(離籍専従役員の選出、任期、資格)

第3条 離籍専従役員は、自治労本部、県本部または単組においてその職を指定して選出し、任期2年以下とする。ただし、満65歳以上の再任はないものとする。

}}

略

}}

(退任時補償金)

第15条 離籍専従役員の登録が取り消されたとき、次の各号に掲げる額を合算した金額を退任時補償金として県本部に交付、または本人に支給する。

- (1) 慰労金定額 100万円とする。
- (2) 慰労附加額 10万円に在任年数を乗じて得た額とする。
- (3) 慰労算定額 退任時の給料月額100分の50に在任年数を乗じて得た額とする。
- (4) 退任算定額 退任時の給料月額100分の180に在任年数を乗じて得た額とする。

2 退任時補償金の算定についての基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 在任年数は、登録日または準登録日の属する月か

ら、退任日の属する月までの月数による。ただし、60歳に達した後の4月1日以降の期間は、在任年数として算定しない。

- (2) 計算した月数に、1年未満の月数がある場合は、6月以上の月数はこれを1年とし、6月未満の月数は切り捨てる。ただし、その者の死亡による退職の場合については、これを1年とする。

~~(3-2)~~ 前項第3号および第4号にかかる退任時の給料月額については、役職員賃金規程において定める中央執行委員の給料月額を準用して得た額に相当する額として算定する。

}}

略

}}

(附 則)

第1条 この規程の運用について必要な事項は、中央執行委員会の議を経て定める。

}}

略

}}

第5条 第14条第2項および第3項の改正は、2018年9月1日より施行する。

第6条 この規程の第164回中央委員会における第3条第1項の改正は、2023年5月26日から施行する。ただし、第3条第1項の「満65歳以上」については、(1)2025年3月31日までの間は「満61歳以上」、(2)2027年3月31日までの間は「満62歳以上」、(3)2029年3月31日までの間は「満63歳以上」、(4)2031年3月31日までの間は「満64歳以上」と読み替える。

2 この規程の第164回中央委員会における第15条第2項の改正は、2024年4月1日から施行する。

## 自治労専従役員補償規程

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、自治労本部、県本部および加盟単組の専従役員の補償に関する必要な事項について定める。

}}

略

}}

### 第2章 離籍専従役員補償

(離籍専従役員の選出、任期、資格)

第3条 離籍専従役員は、自治労本部、県本部または単組においてその職を指定して選出し、任期2年以下とする。ただし、満65歳以上の再任はないものとする。

}}

略

}}

(退任時補償金)

第15条 離籍専従役員の登録が取り消されたとき、次の各号に掲げる額を合算した金額を退任時補償金として県本部に交付、または本人に支給する。

- (1) 慰労金定額 100万円とする。
- (2) 慰労附加額 10万円に在任年数を乗じて得た額とする。
- (3) 慰労算定額 退任時の給料月額100分の50に在任年数を乗じて得た額とする。
- (4) 退任算定額 退任時の給料月額100分の180に在任年数を乗じて得た額とする。

2 退任時補償金の算定についての基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 在任年数は、登録日または準登録日の属する月か

ら、退任日の属する月までの月数による。ただし、60歳に達した後の4月1日以降の期間は、在任年数として算定しない。

- (2) 計算した月数に、1年未満の月数がある場合は、6月以上の月数はこれを1年とし、6月未満の月数は切り捨てる。ただし、その者の死亡による退職の場合については、これを1年とする。

(3) 前項第3号および第4号にかかる退任時の給料月額については、役職員賃金規程において定める中央執行委員の給料月額を準用して得た額に相当する額として算定する。

}}

略

}}

(附 則)

第1条 この規程の運用について必要な事項は、中央執行委員会の議を経て定める。

}}

略

}}

第5条 第14条第2項および第3項の改正は、2018年9月1日より施行する。

第6条 この規程の第164回中央委員会における第3条第1項の改正は、2023年5月26日から施行する。ただし、第3条第1項の「満65歳以上」については、(1)2025年3月31日までの間は「満61歳以上」、(2)2027年3月31日までの間は「満62歳以上」、(3)2029年3月31日までの間は「満63歳以上」、(4)2031年3月31日までの間は「満64歳以上」と読み替える。

2 この規程の第164回中央委員会における第15条第2項の改正は、2024年4月1日から施行する。

## 評議会運営規程

**第1条** この規程は、規約第27条に基づき、次の評議会の設置および運営について定める。

- (1) 町村評議会
- (2) 公営企業評議会
- (3) 現業評議会
- (4) 衛生医療評議会
- (5) 社会福祉評議会
- (6) 政府関係労働組合評議会
- (7) 公営競技評議会
- (8) 全国一般評議会
- (9) 公共サービス民間労働組合評議会
- (10) 都市公共交通評議会
- (11) 全国書記会議

}}

略

}}

**第5条** 評議会に次の役員をおく。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名

2 ただし、現業評議会および全国一般評議会については、副議長4名とする。

3 事務局次長をおくことができる。

}}

略

}}

### 附 則

**第11条** 町村評議会、全国書記会議を除く、役員選挙規程第12条に基づく評議会の承認は、それぞれの評議会の幹事会が行う。~~ただし、現業評議会においては、部会代表幹事は、この推薦について表決に加わらないものとする。~~

**第12条** 評議会のなかに、必要に応じ中央執行委員会の承認を経て部会を設けることができる。

**第13条** この規程は、大会または中央委員会の議を経なければ改廃することができない。

**第14条** この改正規程は1977年9月1日から施行する。

2 第65回定期大会における規程第8条の改正は、1997年8月の定期大会より施行する。

3 第1条および別表第1に関する改正は、2022年8月26日より適用する。

4 第76回定期大会における改正は、2005年9月1日から適用する。ただし、全国一般評議会に関わる規程は2006年1月1日から適用する。

**第15条** 第79回定期大会における第1条、第11条の改正は、2007年9月1日から適用する。

**第16条** 第85回定期大会における改正は、2023年6月1日から施行する。

2 都市公共交通評議会の幹事については、2017年8月の定期大会までの間は、別表第1の幹事選出区分により選出するほか、役員選挙規程第12条に定める評議会等の承認を経て、定期大会で選出された中央執行委員もその任に就くことができるものとする。ただし、中央執行委員は、役員選挙規程第12条に規定する承認には当たれない。

**第17条** 第165回中央委員会における改正は、2024年1月30日から施行する。

### 別表第1 幹事選出区分

- 1 町村評議会
 

各地連	1名 (町村職代表)
計	9名
- 2 公営企業評議会
 

各県本部	1名
計	47名
- 3 現業評議会
 

各県本部	1名
<del>部会代表 3名</del>	
計	<del>47</del> 50名
- 4 衛生医療評議会
 

各県本部	1名
計	47名
- 5 社会福祉評議会
 

各県本部	1名
計	47名
- 6 政府関係労働組合評議会
 

関東甲地連、近畿地連	3名
その他地連	1名
部会代表	2名
計	15名
- 7 公営競技評議会
 

計	15名
---	-----
- 8 全国一般評議会
 

計	106名
---	------
- 9 公共サービス民間労働組合評議会

## 評議会運営規程

**第1条** この規程は、規約第27条に基づき、次の評議会の設置および運営について定める。

- (1) 町村評議会
- (2) 公営企業評議会
- (3) 現業評議会
- (4) 衛生医療評議会
- (5) 社会福祉評議会
- (6) 政府関係労働組合評議会
- (7) 公営競技評議会
- (8) 全国一般評議会
- (9) 公共サービス民間労働組合評議会
- (10) 都市公共交通評議会
- (11) 全国書記会議

}}

略

}}

**第5条** 評議会に次の役員をおく。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名

2 ただし、現業評議会については、副議長4名とする。

3 事務局次長をおくことができる。

}}

略

}}

### 附 則

**第11条** 町村評議会、全国書記会議を除く、役員選挙規程第12条に基づく評議会の承認は、それぞれの評議会の幹事会が行う。

**第12条** 評議会のなかに、必要に応じ中央執行委員会の承認を経て部会を設けることができる。

**第13条** この規程は、大会または中央委員会の議を経なければ改廃することができない。

**第14条** この改正規程は1977年9月1日から施行する。

2 第65回定期大会における規程第8条の改正は、1997年8月の定期大会より施行する。

3 第1条および別表第1に関する改正は、2022年8月26日より適用する。

4 第76回定期大会における改正は、2005年9月1日から適用する。ただし、全国一般評議会に関わる規程は2006

年1月1日から適用する。

**第15条** 第79回定期大会における第1条、第11条の改正は、2007年9月1日から適用する。

**第16条** 第85回定期大会における改正は、2023年6月1日から施行する。

2 都市公共交通評議会の幹事については、2017年8月の定期大会までの間は、別表第1の幹事選出区分により選出するほか、役員選挙規程第12条に定める評議会等の承認を経て、定期大会で選出された中央執行委員もその任に就くことができるものとする。ただし、中央執行委員は、役員選挙規程第12条に規定する承認には当たれない。

**第17条** 第165回中央委員会における改正は、2024年1月30日から施行する。

### 別表第1 幹事選出区分

- 1 町村評議会
 

各地連	1名 (町村職代表)
計	9名
- 2 公営企業評議会
 

各県本部	1名
計	47名
- 3 現業評議会
 

各県本部	1名
計	47名
- 4 衛生医療評議会
 

各県本部	1名
計	47名
- 5 社会福祉評議会
 

各県本部	1名
計	47名
- 6 政府関係労働組合評議会
 

関東甲地連、近畿地連	3名
その他地連	1名
部会代表	2名
計	15名
- 7 公営競技評議会
 

計	15名
---	-----
- 8 全国一般評議会
 

計	10名
---	-----
- 9 公共サービス民間労働組合評議会
 

各地連	1名
職域代表	3名
計	12名

# 旧

~~東北・関東甲・近畿・九州地連 各2名~~

~~その他各地連 1名~~

~~職域代表 3名~~

計 123名

10 都市公共交通評議会

各県本部 1名

計 47名

11 全国書記会議

各県本部 1名

計 47名

**別表第2** 代表者選出区分

代表者会議の代表者は原則として各県本部1名

# 新

各県本部 1名

計 47名

**別表第2** 代表者選出区分

代表者会議の代表者は原則として各県本部1名

## 全日本自治団体労働組合専従役員互助年金 共済会規則

- (目的)
- 第1条** この全日本自治団体労働組合専従役員互助年金共済会（以下「自治労互助年金共済会」という）は、自治労規約第30条の2第1項および第2項の規定に基づき、自治労および関係団体の運動に長年の間従事した離籍および非在籍役員、職員などの福祉を充実し生活の安定をはかるため、年金制度を中心とした互助共済制度の確立を目的とする。
- (自治労互助年金共済会の性格と構成)
- 第2条** この自治労互助年金共済会は、自治労が責任をもつ事業であり、自治労、~~自治労共済~~自治労会館および自治労関連団体に所属する者であって、別に定める加入条件にある者をもって構成する。
- (事務所の所在)
- 第3条** この自治労互助年金共済会は、事務所を東京都千代田区六番町1番地自治労会館内におく。
- (加入条件と脱退)
- 第4条** この自治労互助年金共済会の加入条件と脱退は次の通りとする。
- (1) 加入条件
- 自治労各級機関の役職員の資格を有する者が加入できることとし、以下のとおり定める。
- (ア) 自治労大会で承認された離籍役員および非在籍役員
- (イ) 自治労の各級機関の職員
- ~~(ウ) 自治労共済本部、各県支部の専従役員および職員~~
- (エ) 自治労会館および各県の自治労会館などの専従役員および職員
- (~~エ~~) 地方自治総合研究所および各県の地方自治研究センターなどの職員
- (オ) 自治労法律相談所の職員
- (カ) 前各号に準ずるもので中央執行委員会が認めたもの
- (2) 脱退とは、前項の資格を喪失した場合とする。また、引き続き6月以上掛金を納入しなかった場合は脱退とみなすことができる。
- (3) その他については細則で定める。
- }}  
略  
}}
- (附 則)
- 第22条** この規則は1989年9月1日より施行する。
- 第23条** この規則は1991年10月1日より施行する。
- 第24条** この規則は1995年4月1日より施行する。
- 第25条** この規則は2000年4月1日より施行する。
- 第26条** この規則は2001年7月5日より施行する。
- 第27条** この規則は2003年4月1日より施行する。
- 第28条** 2003年8月31日をもって旧来の規則を廃止し、この規則を2003年9月1日より施行する。
- 第29条** 第15条5の改正は、2006年4月1日から適用するものとし、2006年4月1日から5月31日までをつなぎの予算年度として取り扱う。
- 第30条** 第7条の改正は、2010年6月1日から施行する。
- 第31条** 改正規則は、2013年6月1日から施行する。
- 第32条** この改正規則は、2016年9月1日から施行する。
- 第33条** この改正規則は、2022年1月28日から施行する。
- 第34条** この改正規則は、2024年1月30日から施行する。

## 全日本自治団体労働組合専従役員互助年金 共済会規則

- (目的)
- 第1条** この全日本自治団体労働組合専従役員互助年金共済会（以下「自治労互助年金共済会」という）は、自治労規約第30条の2第1項および第2項の規定に基づき、自治労および関係団体の運動に長年の間従事した離籍および非在籍役員、職員などの福祉を充実し生活の安定をはかるため、年金制度を中心とした互助共済制度の確立を目的とする。
- (自治労互助年金共済会の性格と構成)
- 第2条** この自治労互助年金共済会は、自治労が責任をもつ事業であり、自治労、自治労会館および自治労関連団体に所属する者であって、別に定める加入条件にある者をもって構成する。
- (事務所の所在)
- 第3条** この自治労互助年金共済会は、事務所を東京都千代田区六番町1番地自治労会館内におく。
- (加入条件と脱退)
- 第4条** この自治労互助年金共済会の加入条件と脱退は次の通りとする。
- (1) 加入条件
- 自治労各級機関の役職員の資格を有する者が加入できることとし、以下のとおり定める。
- (ア) 自治労大会で承認された離籍役員および非在籍役員
- (イ) 自治労の各級機関の職員
- (ウ) 自治労会館および各県の自治労会館などの専従役員および職員
- (エ) 地方自治総合研究所および各県の地方自治研究センターなどの職員
- (オ) 自治労法律相談所の職員
- (カ) 前各号に準ずるもので中央執行委員会が認めたもの
- (2) 脱退とは、前項の資格を喪失した場合とする。また、引き続き6月以上掛金を納入しなかった場合は脱退とみなすことができる。
- (3) その他については細則で定める。
- }}  
略  
}}
- (附 則)
- 第22条** この規則は1989年9月1日より施行する。
- 第23条** この規則は1991年10月1日より施行する。
- 第24条** この規則は1995年4月1日より施行する。
- 第25条** この規則は2000年4月1日より施行する。
- 第26条** この規則は2001年7月5日より施行する。
- 第27条** この規則は2003年4月1日より施行する。
- 第28条** 2003年8月31日をもって旧来の規則を廃止し、この規則を2003年9月1日より施行する。
- 第29条** 第15条5の改正は、2006年4月1日から適用するものとし、2006年4月1日から5月31日までをつなぎの予算年度として取り扱う。
- 第30条** 第7条の改正は、2010年6月1日から施行する。
- 第31条** 改正規則は、2013年6月1日から施行する。
- 第32条** この改正規則は、2016年9月1日から施行する。
- 第33条** この改正規則は、2022年1月28日から施行する。
- 第34条** この改正規則は、2024年1月30日から施行する。

# 旧

別表1 退職年金年額表

加入年数	年金年額
15年	120,000円
16	128,000
17	136,000
18	144,000
19	152,000
20	160,000
21	168,000
22	176,000
23	184,000
24	192,000
25	200,000
26	208,000
27	216,000
28	224,000
29	232,900
30	244,300
31	256,000
32	268,000
33	280,200
34	292,800
35	305,600
36	318,800
37	332,400
38	346,200
39	360,500
40	375,000
41	390,000
42	405,400
43	420,800
44	436,200
45	451,600
46	467,000
47	482,400

別表2 年金据置乗率

措置期間	乗率
1年	1.015000
2	1.030225
3	1.045678
4	1.061364
5	1.077284
6	1.093443
7	1.109845
8	1.126493
9	1.143390
10	1.160541
11	1.177949
12	1.195618
13	1.213552
14	1.231756
15	1.250232
16	1.268986
17	1.288020
18	1.307341
19	1.326951
20	1.346855
21	1.367058
22	1.387564
23	1.408377
24	1.429503
25	1.450945
26	1.472710
27	1.494800
28	1.517222
29	1.539981
30	1.563080

60歳までの年金待機期間に応じた年金額修正率

別表3 一時金

加入年数	一時金額
0年	0円
1	25,900
2	52,300
3	93,900
4	126,700
5	160,400
6	224,900
7	265,800
8	307,600
9	397,100
10	446,900
11	498,000
12	550,300
13	604,000
14	659,000
15	715,300
16	773,100
17	832,300
18	893,000
19	955,200
20	1,019,000
21	1,084,400
22	1,151,400
23	1,220,000
24	1,290,400
25	1,362,600
26	1,436,500
27	1,512,300
28	1,590,000
29	1,669,700
30	1,751,300
31	1,835,000
32	1,920,800
33	2,008,700
34	2,098,800
35	2,191,200
36	2,285,800
37	2,382,900
38	2,482,300
39	2,584,300
40	2,688,800
41	2,795,800
42	2,905,700
43	3,015,600
44	3,125,500
45	3,235,400
46	3,345,300
47	3,455,200

別表4 遺族一時金乗率表

給付済期間	乗率
0年	8.870134
1	8.078397
2	7.266866
3	6.435048
4	5.582433
5	4.708503
6	3.812725
7	2.894553
8	1.953426
9	0.988771
10	0

# 新

別表1 退職年金年額表

加入年数	年金年額
15年	120,000円
16	128,000
17	136,000
18	144,000
19	152,000
20	160,000
21	168,000
22	176,000
23	184,000
24	192,000
25	200,000
26	208,000
27	216,000
28	224,000
29	232,900
30	244,300
31	256,000
32	268,000
33	280,200
34	292,800
35	305,600
36	318,800
37	332,400
38	346,200
39	360,500
40	375,000
41	390,000
42	405,400
43	420,800
44	436,200
45	451,600
46	467,000
47	482,400

別表2 年金据置乗率

措置期間	乗率
1年	1.015000
2	1.030225
3	1.045678
4	1.061364
5	1.077284
6	1.093443
7	1.109845
8	1.126493
9	1.143390
10	1.160541
11	1.177949
12	1.195618
13	1.213552
14	1.231756
15	1.250232
16	1.268986
17	1.288020
18	1.307341
19	1.326951
20	1.346855
21	1.367058
22	1.387564
23	1.408377
24	1.429503
25	1.450945
26	1.472710
27	1.494800
28	1.517222
29	1.539981
30	1.563080

60歳までの年金待機期間に応じた年金額修正率

別表3 一時金

加入年数	一時金額
0年	0円
1	25,900
2	52,300
3	93,900
4	126,700
5	160,400
6	224,900
7	265,800
8	307,600
9	397,100
10	446,900
11	498,000
12	550,300
13	604,000
14	659,000
15	715,300
16	773,100
17	832,300
18	893,000
19	955,200
20	1,019,000
21	1,084,400
22	1,151,400
23	1,220,000
24	1,290,400
25	1,362,600
26	1,436,500
27	1,512,300
28	1,590,000
29	1,669,700
30	1,751,300
31	1,835,000
32	1,920,800
33	2,008,700
34	2,098,800
35	2,191,200
36	2,285,800
37	2,382,900
38	2,482,300
39	2,584,300
40	2,688,800
41	2,795,800
42	2,905,700
43	3,015,600
44	3,125,500
45	3,235,400
46	3,345,300
47	3,455,200

別表4 遺族一時金乗率表

給付済期間	乗率
0年	8.870134
1	8.078397
2	7.266866
3	6.435048
4	5.582433
5	4.708503
6	3.812725
7	2.894553
8	1.953426
9	0.988771
10	0

全日本自治団体労働組合専従役員互助年金共済会細則

(目的)  
**第1条** この細則は、全日本自治団体労働組合専従役員互助年金共済会（以下、「自治労互助年金共済会」という）規則にもとづき、共済会業務の運営を円滑かつ適正に行うために定める。  
 (疑義の解釈)  
**第2条** 自治労互助年金共済会規則及び細則の運用、解釈に疑義が生じた場合は、評議員会で取扱いを決定する。  
 (評議員の構成と選出)  
**第3条** 規則第6条に定める評議員数を19人とし、選出基準を次の通りとする。  
 地連代表役員 10人（女性委員1人を含む）  
 全国書記協 9人  
 (加入条件と脱退)  
**第4条** 規則第4条に定める加入条件と脱退の取扱いを次の通りとする。  
(1) 規則第4条の加入条件は、60歳をまたいで任期中にある役員、定年退職後に再雇用者が引き続き加入する場合を除き、60歳以上の者は新規に加入することはできない。  
(2) 規則第4条第1項キ号の「準ずるもの」とは、中央執行委員会が自治労関連組織と認める団体に所属するもので、評議員会が承認したものとする。

~~(3) 加入者が自治労の各級機関の決定により、連合、地方連合会、連合関連団体、共闘団体、友誼団体等に派遣されている期間も「自治労互助年金共済会」の加入を継続することができる。~~  
~~(4) 加入者が、「自治労互助年金共済会」に加入可能な自治労関連組織相互間を移籍する場合、加入者番号を継続するとともに、加入期間を通算する。~~  
(5) 規則第4条第2項の「資格を喪失した場合」には、定年による退職が含まれる。従って、再雇用者は「自治労互助年金共済会」に加入することができない。  
 ))  
 略  
 ))  
 (細則の改正)  
**第15条** この細則の改正は、評議員会の議決による。  
 (附 則)  
 1 この細則は、1989年9月1日より施行する。  
 2 この改正細則は、2000年8月1日より施行する。  
 3 この改正細則は、2006年8月4日より施行する。  
 4 この改正細則は、2007年7月31日より施行する。  
 5 この改正細則は、2021年7月16日より施行する。  
6 第4条の改正は、2024年1月31日より施行する。

全日本自治団体労働組合専従役員互助年金共済会細則

(目的)  
**第1条** この細則は、全日本自治団体労働組合専従役員互助年金共済会（以下、「自治労互助年金共済会」という）規則にもとづき、共済会業務の運営を円滑かつ適正に行うために定める。  
 (疑義の解釈)  
**第2条** 自治労互助年金共済会規則及び細則の運用、解釈に疑義が生じた場合は、評議員会で取扱いを決定する。  
 (評議員の構成と選出)  
**第3条** 規則第6条に定める評議員数を19人とし、選出基準を次の通りとする。  
 地連代表役員 10人（女性委員1人を含む）  
 全国書記協 9人  
 (加入条件と脱退)  
**第4条** 規則第4条に定める加入条件と脱退の取扱いを次の通りとする。  
(1) 規則第4条の加入条件は、60歳をまたいで任期中にある役員、定年退職後に再雇用者が引き続き加入する場合を除き、60歳以上の者は新規に加入することはできない。  
(2) 規則第4条第1項キ号の「準ずるもの」とは、中央執行委員会が自治労関連組織と認める団体に所属

するもので、評議員会が承認したものとする。  
 (3) 加入者が自治労の各級機関の決定により、連合、地方連合会、連合関連団体、共闘団体、友誼団体等に派遣されている期間も「自治労互助年金共済会」の加入を継続することができる。  
 (4) 加入者が、「自治労互助年金共済会」に加入可能な自治労関連組織相互間を移籍する場合、加入者番号を継続するとともに、加入期間を通算する。  
 (5) 規則第4条第2項の「資格を喪失した場合」には、退職が含まれる。  
 ))  
 略  
 ))  
 (細則の改正)  
**第15条** この細則の改正は、評議員会の議決による。  
 (附 則)  
 1 この細則は、1989年9月1日より施行する。  
 2 この改正細則は、2000年8月1日より施行する。  
 3 この改正細則は、2006年8月4日より施行する。  
 4 この改正細則は、2007年7月31日より施行する。  
 5 この改正細則は、2021年7月16日より施行する。  
6 第4条の改正は、2024年1月31日より施行する。

# 法律相談所運営規程

## 第1章 総則

第1条 この規定は、全日本自治団体労働組合法律相談所（略称自治労法律相談所。以下この規程では法律相談所という）に関して次のことを定める。

- (1) 法律相談所の行う事業
- (2) 法律相談所の構成および運営に関する事項
- (3) 顧問弁護士が行動する場合の経費基準および委嘱事件の報酬基準
- (4) 顧問医師の報酬ならびに行動する場合の経費基準

第2条 法律相談所は自治労救援規程ならびにこの規程に定める手続きにより、自治労機関から要請される訴訟事件の処理（人事委、公平委、労働委等行政審査事件を含む）、自治労運動上において機関から要請される法律対策、法律相談およびそれらに付属する調査研究事項を事業として行う。

2 法律相談所は、分室として、安全衛生対策室を設置し、公務災害補償にかかわる争訟の処理およびそれらに付随する安全衛生にかかわる調査研究事項を事業として行う。

第3条 第1条(3)号に掲げる経費基準とは、顧問弁護士が行動する場合に支給される旅費、行動費、および一般調査研究費その他の経費をいい、報酬基準とは委嘱される事件についての着手金、割増着手金、調査研究費、最終報酬などをいう。

}}  
略  
}}

## 第3章 経費および報酬の支払基準

第10条 中央執行委員会は、この規程第8条第3項に規定する派遣書面および第9条第1項に規定する嘱託書、ならびに同条第2項に規定する行動成果報告書を基礎として以下各条に定める基準により経費および報酬を支給する。ただし、顧問料は予算で定められた月定額とする。

第11条 顧問弁護士ならびに顧問医師が行動した場合は次の基準により行動経費を支給する。

旅費	鉄道運賃	運賃・グリーン料金・特急料金（JR以外の場合はJR相当級の運賃）
	船舶運賃	運賃・グリーン料金（JR以外の場合はJR相当級の運賃）

	航空運賃	普通席運賃
	宿泊料	自治労旅費規程による宿泊費

行動費	日額行動費	1日につき 30,000円
	代表顧問弁護士月額行動費	800,000円以内
	常駐者月額行動費	400,000円以上650,000円以内 各行動費の具体的適用、支給基準などについては中央執行委員会が定める。

<u>一般調査研究費</u>	<u>一般調査研究費の具体的適用、支給基準などについては中央執行委員会が定める。</u>
----------------	--

その他の経費	第9条第2項に定める報告および当該報告および当該報告の作成に要した経費は基準経費とし、中央執行委員会が指定する法律事務所について適用支給する。
--------	---

}}  
略  
}}

## 附則

第16条 この規程の改廃は大会または中央委員会がこれを行う。

第17条 この改正規程は、1975年10月1日から施行する。ただし、第11条行動経費のうち日額行動費の項については中央執行委員会が定める基準により1975年4月1日に遡って適用する。

2 この改正規程は、1979年12月1日から施行する。ただし、常駐者月額行動費については1979年4月1日に遡って適用する。

3 この改正規程は、1982年3月1日から施行する。ただし、第11条表中常駐者月額行動費および第15条第3項功労一時金については1981年4月1日から遡及適用とする。

- 4 この改正規程は、1984年9月1日から施行する。
- 5 この改正規程は、1991年9月1日から施行する。
- 6 この改正規程は、1995年9月1日から施行する。
- 7 第11条の改正及び第13条第2項の規程は、2004年6月1日より施行する。

8 この改正規程は、2023年4月1日から施行する。

# 法律相談所運営規程

## 第1章 総則

第1条 この規定は、全日本自治団体労働組合法律相談所（略称自治労法律相談所。以下この規程では法律相談所という）に関して次のことを定める。

- (1) 法律相談所の行う事業
- (2) 法律相談所の構成および運営に関する事項
- (3) 顧問弁護士が行動する場合の経費基準および委嘱事件の報酬基準
- (4) 顧問医師の報酬ならびに行動する場合の経費基準

第2条 法律相談所は自治労救援規程ならびにこの規程に定める手続きにより、自治労機関から要請される訴訟事件の処理（人事委、公平委、労働委等行政審査事件を含む）、自治労運動上において機関から要請される法律対策、法律相談およびそれらに付属する調査研究事項を事業として行う。

2 法律相談所は、分室として、安全衛生対策室を設置し、公務災害補償にかかわる争訟の処理およびそれらに付随する安全衛生にかかわる調査研究事項を事業として行う。

第3条 第1条(3)号に掲げる経費基準とは、顧問弁護士が行動する場合に支給される旅費、行動費、および一般調査研究費その他の経費をいい、報酬基準とは委嘱される事件についての着手金、割増着手金、調査研究費、最終報酬などをいう。

}}  
略  
}}

## 第3章 経費および報酬の支払基準

第10条 中央執行委員会は、この規程第8条第3項に規定する派遣書面および第9条第1項に規定する嘱託書、ならびに同条第2項に規定する行動成果報告書を基礎として以下各条に定める基準により経費および報酬を支給する。ただし、顧問料は予算で定められた月定額とする。

第11条 顧問弁護士ならびに顧問医師が行動した場合は次の基準により行動経費を支給する。

旅費	鉄道運賃	運賃・グリーン料金・特急料金（JR以外の場合はJR相当級の運賃）
	船舶運賃	運賃・グリーン料金（JR以外の場合はJR相当級の運賃）

	航空運賃	普通席運賃
	宿泊料	自治労旅費規程による宿泊費

行動費	日額行動費	1日につき 30,000円
	代表顧問弁護士月額行動費	800,000円以内
	常駐者月額行動費	400,000円以上650,000円以内 各行動費の具体的適用、支給基準などについては中央執行委員会が定める。

<u>一般調査研究費</u>	<u>一般調査研究費の具体的適用、支給基準などについては中央執行委員会が定める。</u>
----------------	--

その他の経費	第9条第2項に定める報告および当該報告および当該報告の作成に要した経費は基準経費とし、中央執行委員会が指定する法律事務所について適用支給する。
--------	---

}}  
略  
}}

## 附則

第16条 この規程の改廃は大会または中央委員会がこれを行う。

第17条 この改正規程は、1975年10月1日から施行する。ただし、第11条行動経費のうち日額行動費の項については中央執行委員会が定める基準により1975年4月1日に遡って適用する。

2 この改正規程は、1979年12月1日から施行する。ただし、常駐者月額行動費については1979年4月1日に遡って適用する。

3 この改正規程は、1982年3月1日から施行する。ただし、第11条表中常駐者月額行動費および第15条第3項功労一時金については1981年4月1日から遡及適用とする。

- 4 この改正規程は、1984年9月1日から施行する。
- 5 この改正規程は、1991年9月1日から施行する。
- 6 この改正規程は、1995年9月1日から施行する。
- 7 第11条の改正及び第13条第2項の規程は、2004年6月1日より施行する。

8 この改正規程は、2023年4月1日から施行する。